

太平洋クロマグロの資源管理について

令和3年10月
水産庁

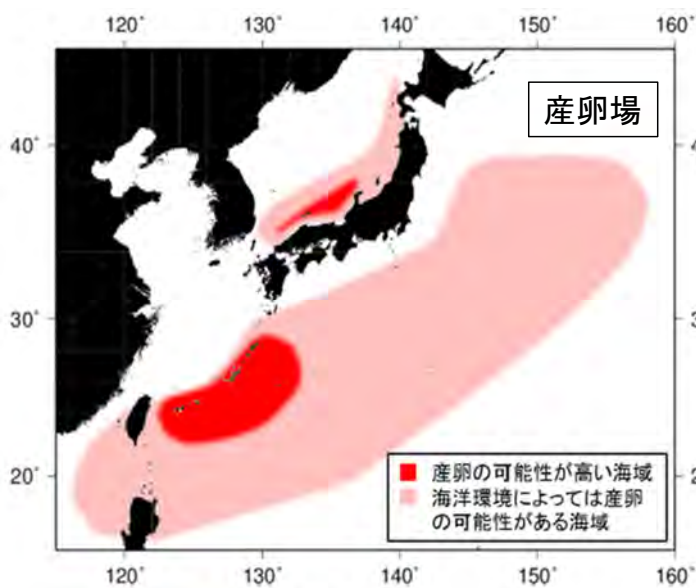
項目

- 🐟 太平洋クロマグロの資源状況 2
- 🐟 令和3 管理年度の配分の考え方 16
- 🐟 直近の管理方策 25
- 🐟 関係各国の漁獲状況 34
- 🐟 学術的知見及び技術開発 42
- 🐟 管理のための制度 49

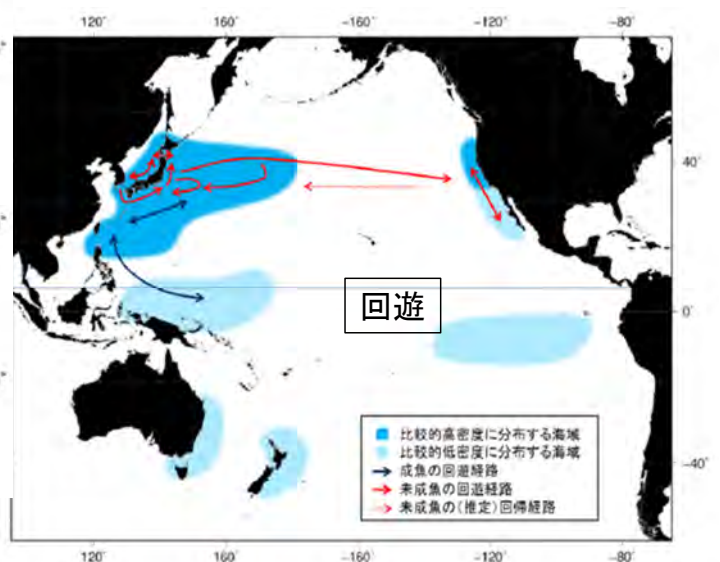
太平洋クロマグロの資源状況

太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心（南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部）
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊（メキシコにより漁獲）



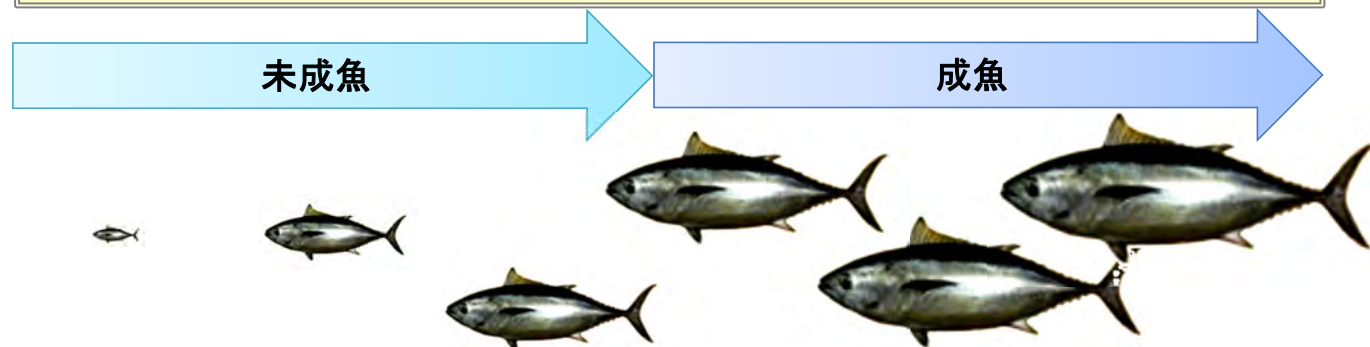
産卵期：日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

太平洋クロマグロの成長について

- 3歳で一部が成熟開始(卵を産み始める)、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



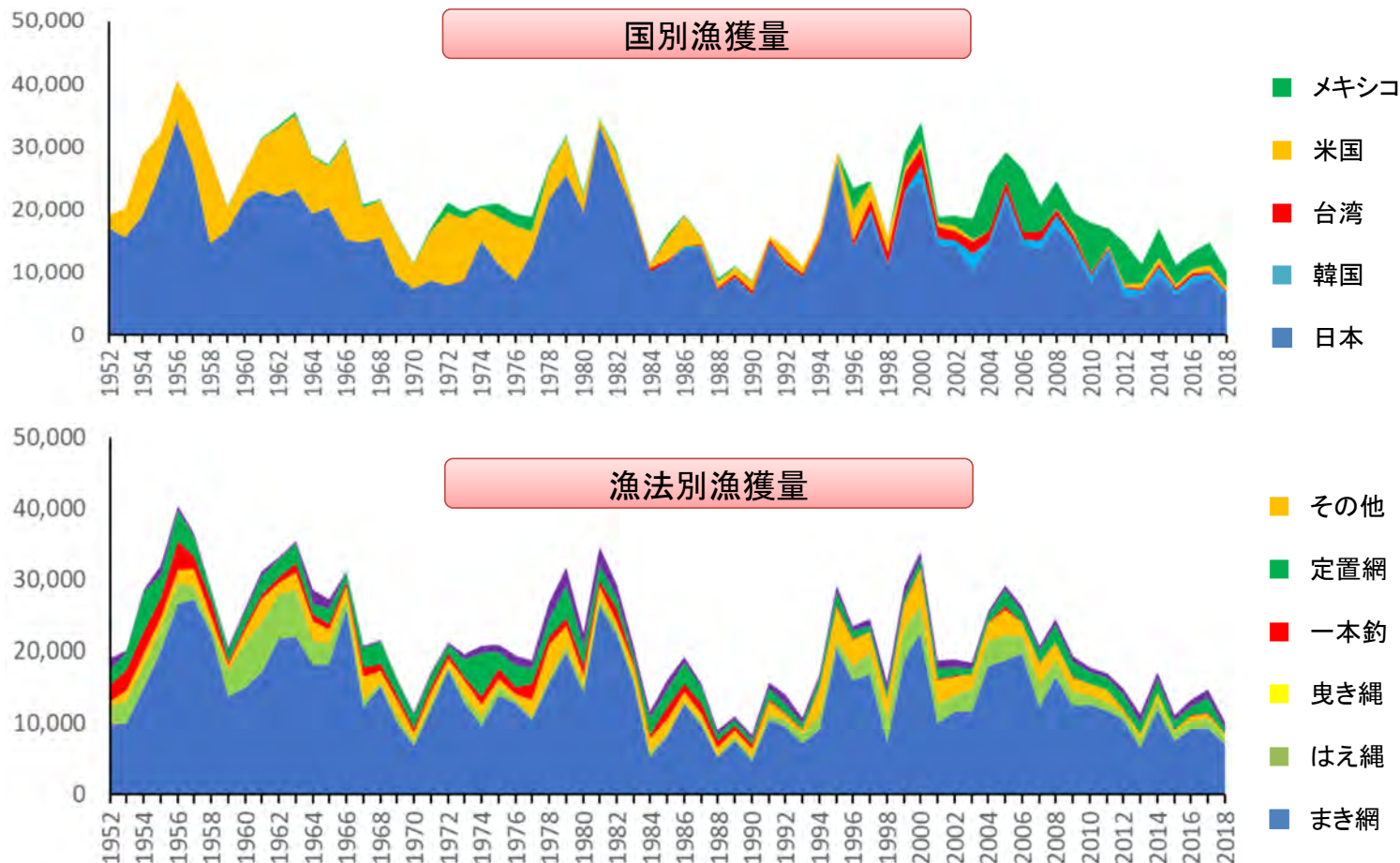
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19. 1cm	58. 6cm	91. 4cm	118. 6cm	141. 1cm	159. 7cm
0. 2kg	4. 4kg	16. 1kg	34. 5kg	58. 4kg	85. 2kg
漁獲の対象 となり始める			全体の 20% が成熟	全体の 50% が成熟	全体の 100% が成熟

資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

4

太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

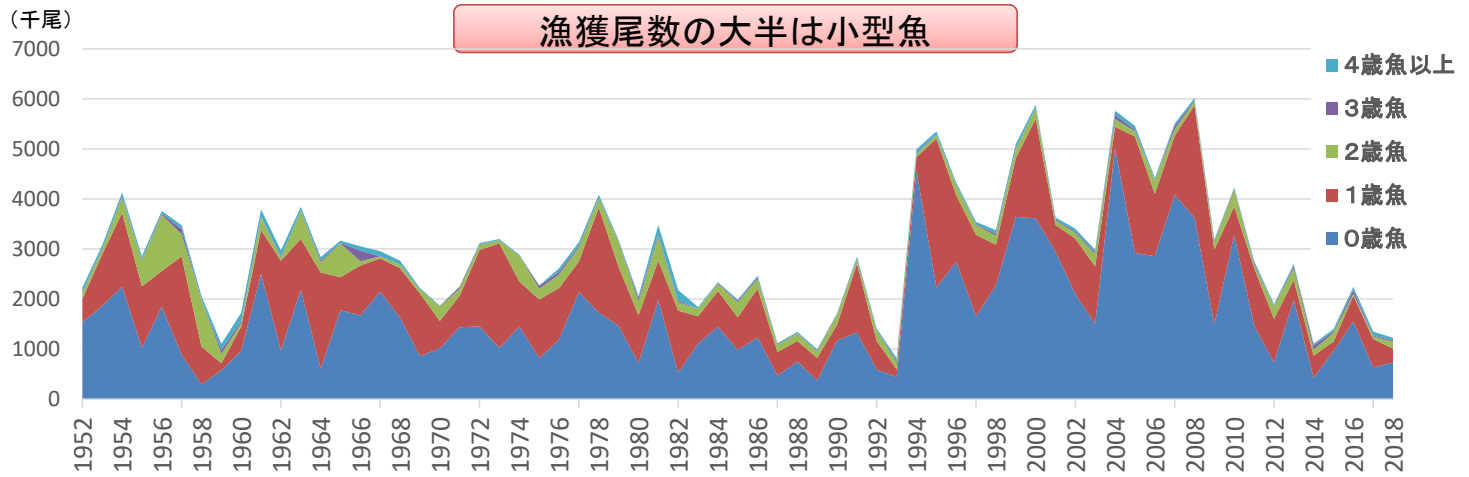
漁獲量(トン)



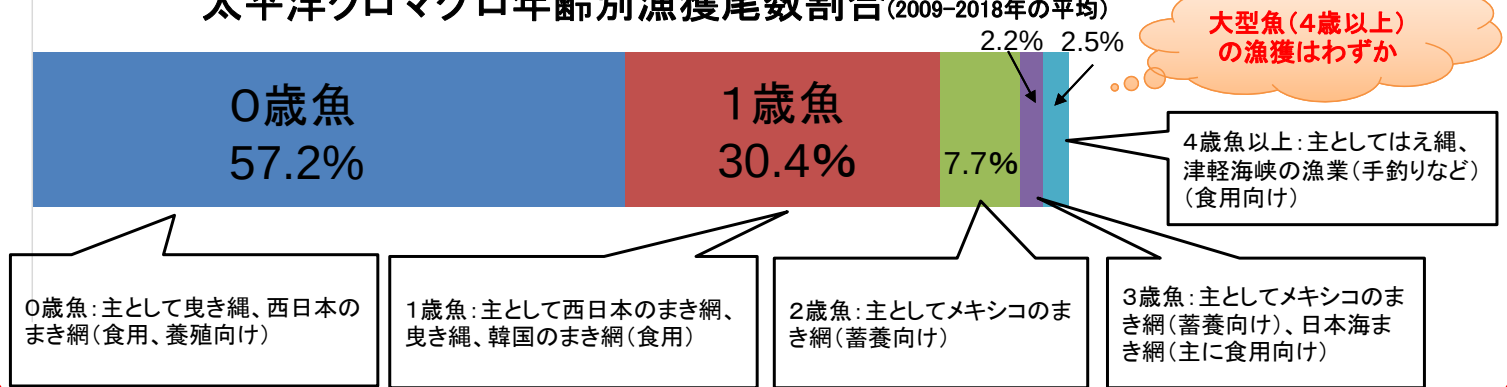
資料:ISC20レポート(2020年)

5

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

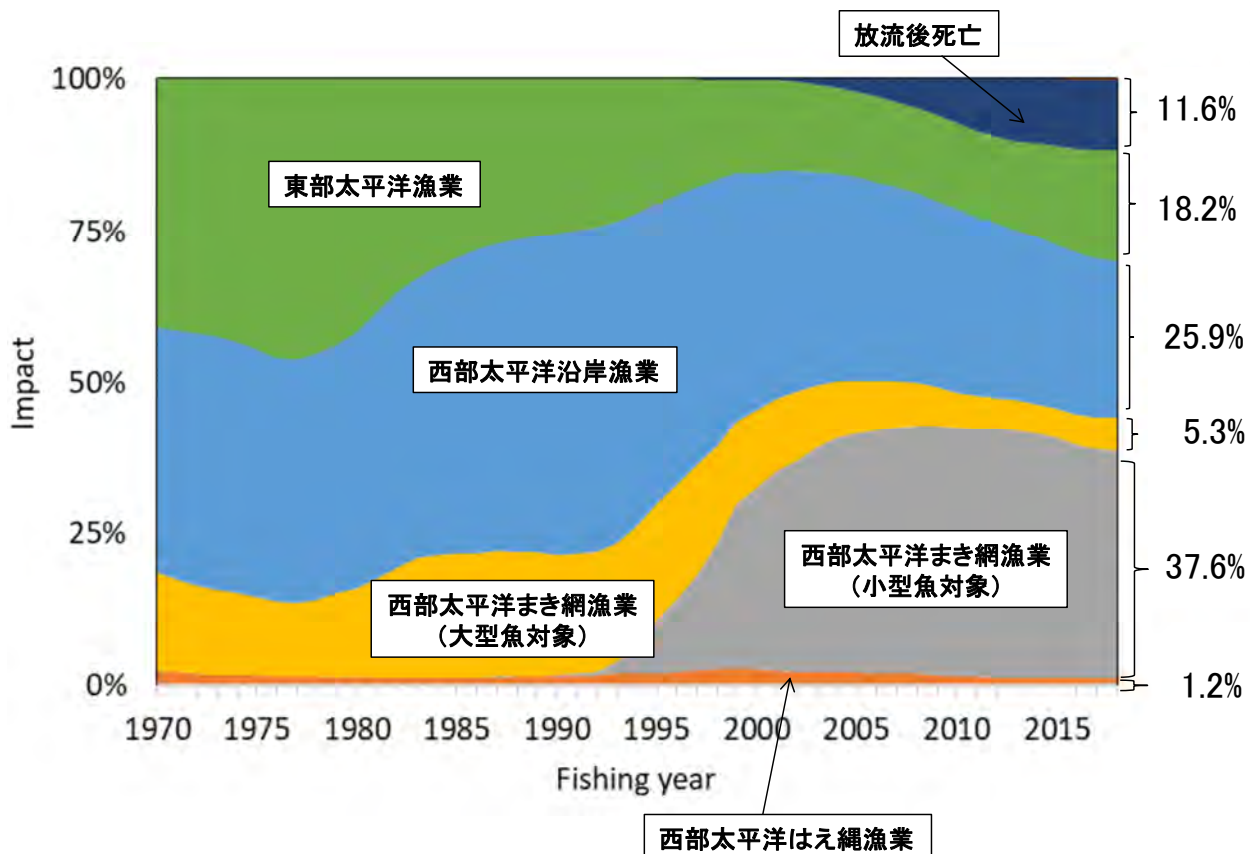


太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(2009-2018年の平均)



6

各漁業が親魚量に与えるインパクト

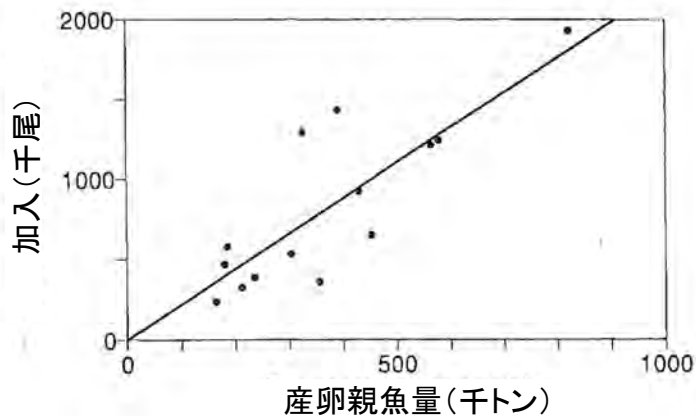


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

7

産卵親魚量と加入(子供の数)の関係が見られる魚種

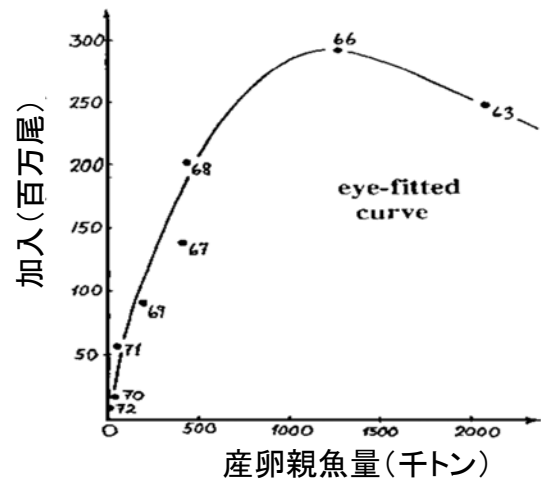
Fraser River(カナダ)のサケ



出典:

Hilborn and Walters 1992
Quantitative Fisheries Stock Assessment
Choice, Dynamics & Uncertainty

北海のニシン

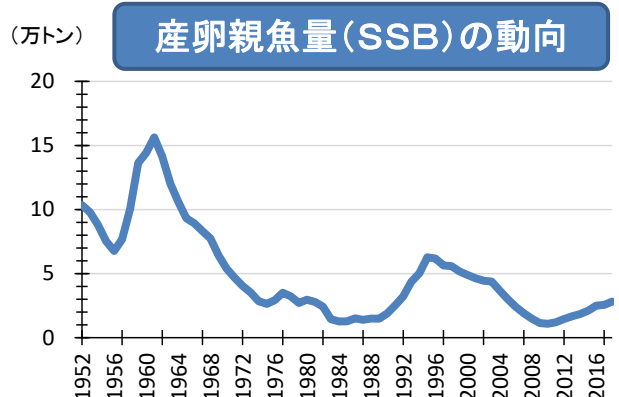
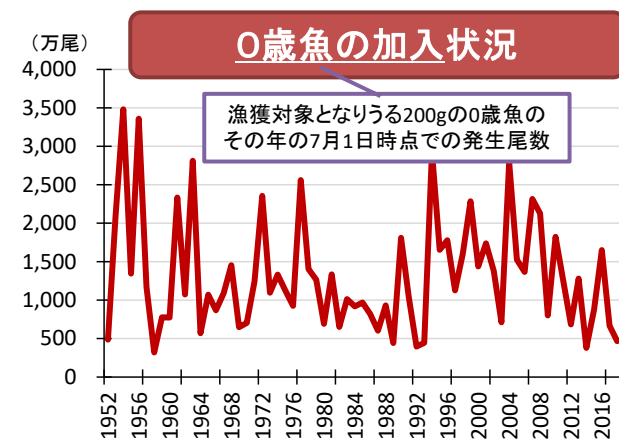


出典:

Sparre and Venema 1998
Introduction to tropical fish stock assessment
Part I: Manual
(FAO Fisheries Technical Paper 306/1 Rev.2)

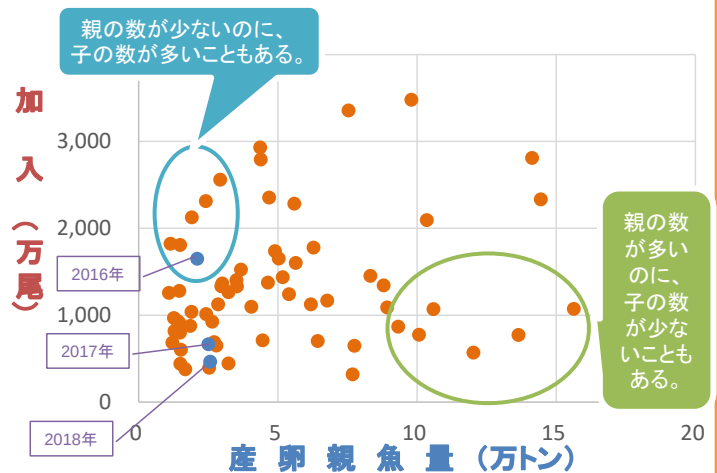
8

太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入(子供の数)の関係



産卵親魚量と加入量の関係

1952年～2018年の子と親の数を比較

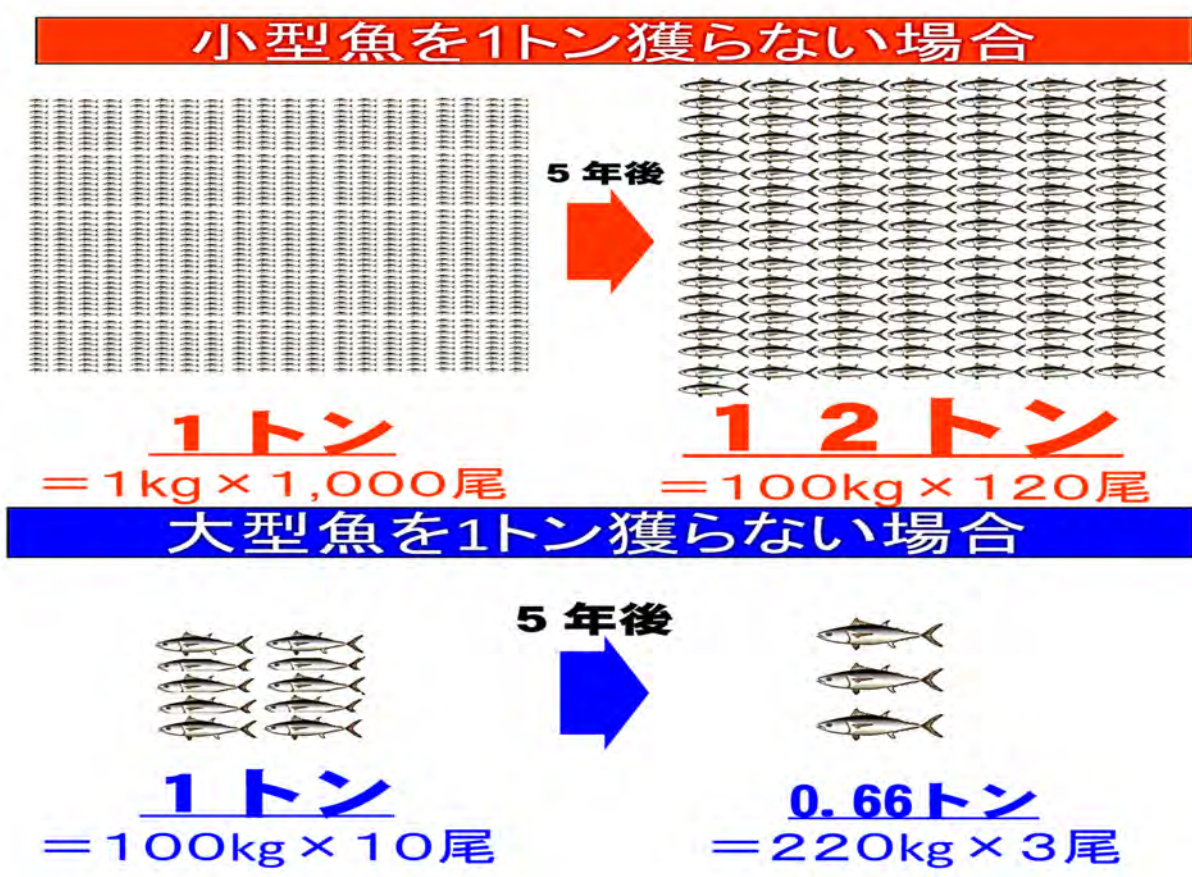


産卵親魚量と加入(子供の数)との間には、
明確な相関関係が見られない。

資料:水産庁作成

9

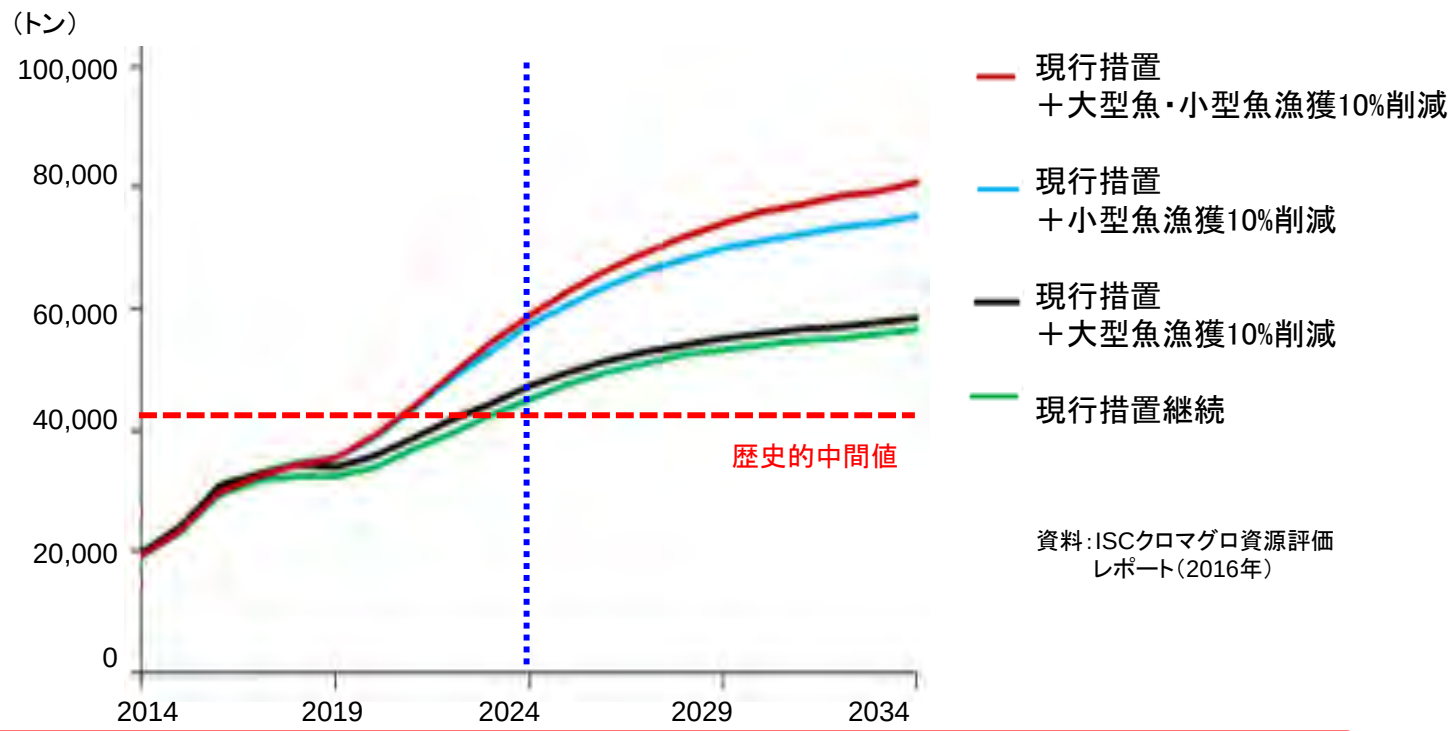
小型魚と大型魚を漁獲した場合の5年後の資源量の試算



※自然死亡率と成長式を用いて、(国研)水産研究・教育機構が試算

小型魚削減と大型魚削減の効果の比較(低加入を想定した場合)

	現行措置継続	現行措置 + 小型魚漁獲10%削減	現行措置 + 大型魚漁獲10%削減	現行措置 + 大型魚・小型魚漁獲10%削減
歴史的中間値 回復確率	61.5%	85.3%	67.2%	86.2%



このためWCPFCでは、小型魚の漁獲量は02-04レベルから半減する一方、大型魚は同レベルを維持という管理措置を採択

国際委員会における決定事項

資源管理措置

(1) 中西部太平洋:WCPFC

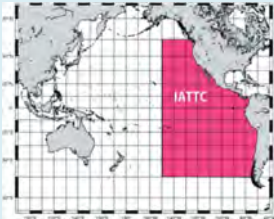
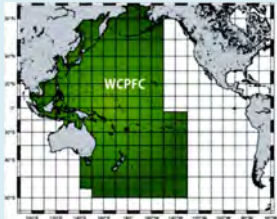
- ① 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。
(日本:8,015トン→4,007トン)
- ② 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。
(日本:4,882トン)

※以下は2021年に限った措置

- ③ 漁獲上限の未利用分は翌年に繰越し可能。(漁獲上限の17%まで)
- ④ 小型魚漁獲上限を大型魚に振替可能。

(2) 東部太平洋:IATTC

- ① 商業漁業については、2021年の漁獲上限は3,952トンを超えないものとする。



WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

① 暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」

② 次期回復目標(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」

③ 長期管理方策

A. 漁獲制御ルール

「暫定回復目標」の達成確率が

(ア)60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化。

(イ)75%を上回った場合、(i)「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、(ii)「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、増枠が検討可能。

B. 管理基準値

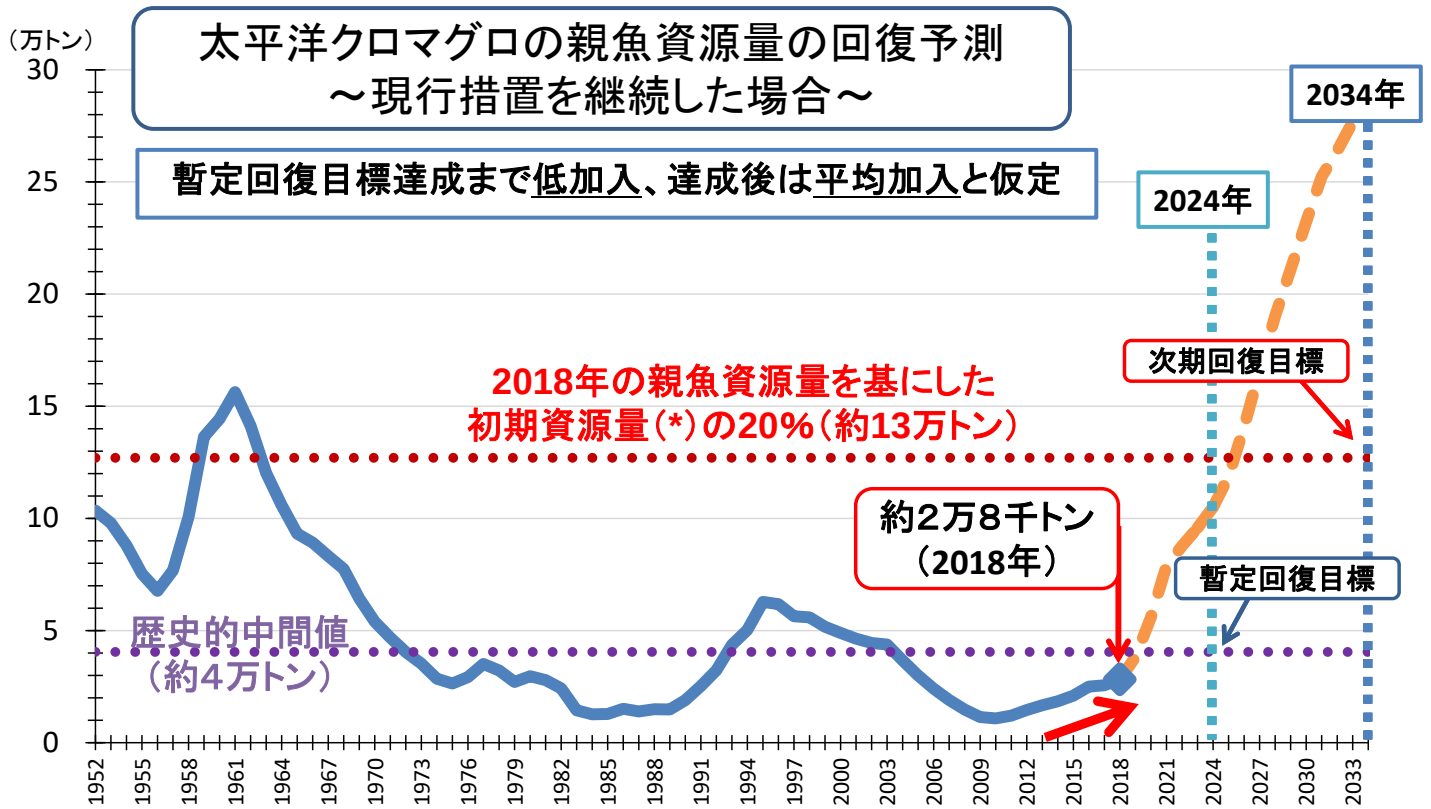
「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」は、2018年から議論を開始。12

「増枠」シナリオに基づく将来予測

	中西部太平洋		東部太平洋	暫定回復目標の達成確率	次期回復目標の達成確率
	小型魚	大型魚			
1	ともに+5%		+5%	100%	98%
2	ともに+10%		+10%	100%	96%
3	ともに+15%		+15%	99%	94%
4	ともに+20%		+20%	99%	91%
5	増加なし	+500トン	+500トン	100%	98%
6	増加なし	+600トン	+400トン	100%	98%
7	増加なし	+1,650トン	+660トン	99%	97%
8	+125トン	+375トン	+550トン	100%	98%
9	+250トン	+250トン	+500トン	100%	97%
10	+5%	+1,000トン	+500トン	100%	97%
11	+5%	+1,300トン	+700トン	99%	96%
12	+10%	+1,300トン	+700トン	99%	95%

全てのシナリオが、WCPFCのルール(暫定回復目標の達成確率が70%以上等)を満たすため、「増枠」の検討が可能。

新たな資源評価結果(将来予測)



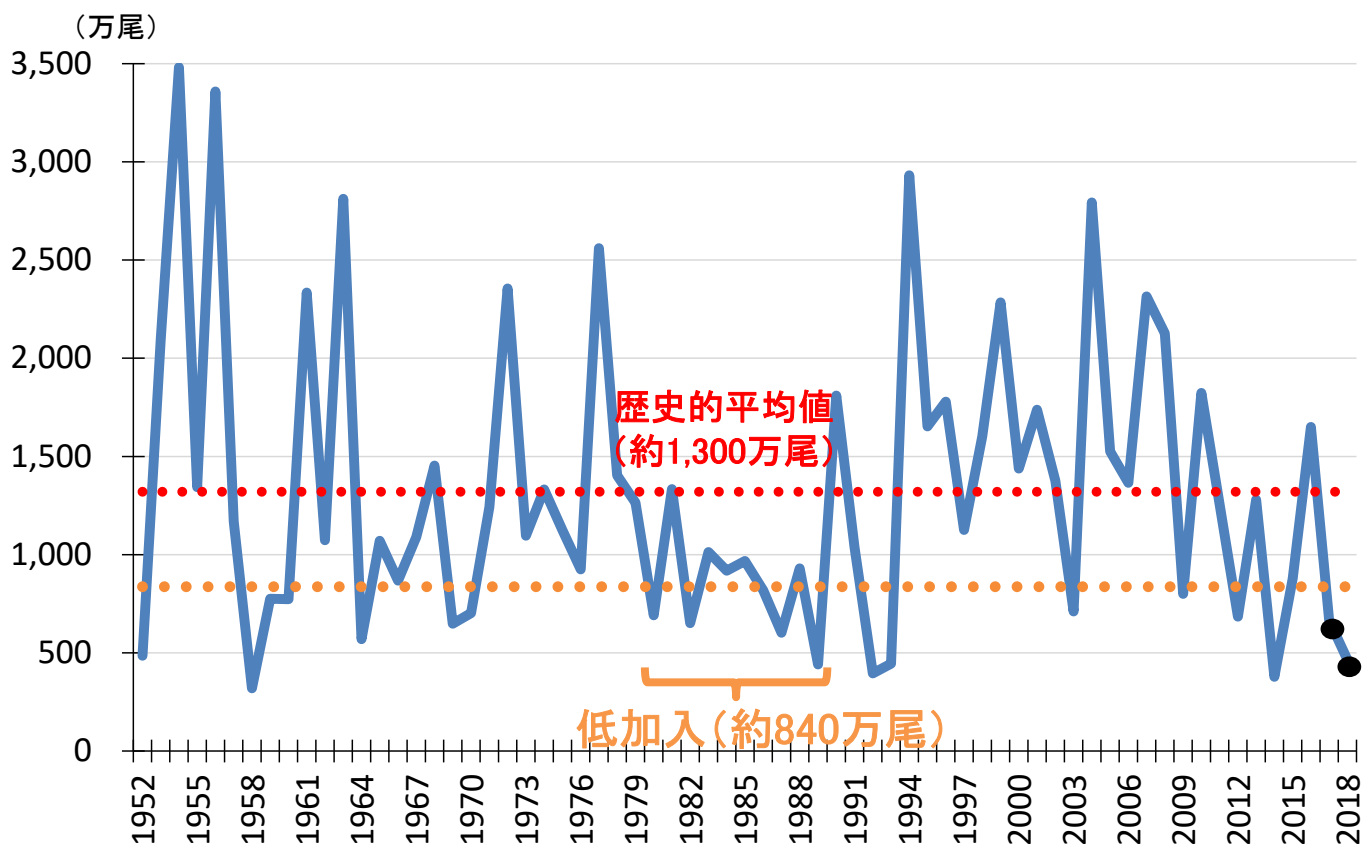
(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。

かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

14

新たな資源評価結果(O歳魚の加入(発生)状況)



資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

15

令和3管理年度の配分の考え方

令和3管理年度(第7管理期間)の配分方針

小型魚(前年と同様)

- ・ 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度(第7管理期間)当初は第6管理期間当初と同様の数量で配分する。
- ・ 令和3年3月に沿岸漁業の漁期(第6管理期間)が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分**する。
- ・ 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

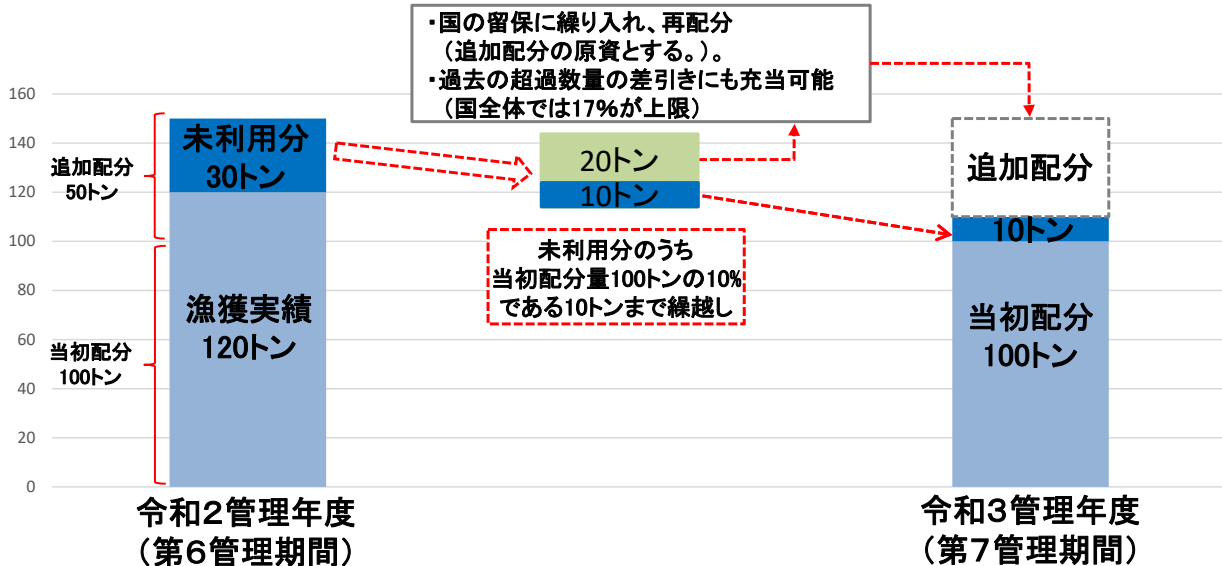
- ・ 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度(第7管理期間)当初は令和2管理年度(第6管理期間)当初と同様の数量で配分する。
- ・ 令和3年3月に沿岸漁業の漁期(第6管理期間)が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分**する。(前年と同様)
- ・ 沿岸漁業は、各都道府県に対し、基準年である直近3か年(2015年～17年度)に、**直近年(2019年度)までの実績を加えた5年間の最大実績まで配分**する。
- ・ 混獲管理分として、近年実績がない瀬戸内海等の府県を除く**50トン未満**の配分量の都道府県(既に配分されている都県を除く)に対し、**一律5トン**を上乗せ配分する。(前年と同様)
- ・ かつお・まぐろ漁業はデータ収集のため200トンを上乗せ配分する。(前年と同様)

注) 令和2年12月時点の当初配分方針

繰越しの基本的な考え方

- 2020(令和2)年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、我が国の漁獲上限のうち未利用分について、令和2管理年度(第6管理期間)と同様に漁獲上限の17%を上限に繰越可能となった。
- 国内ルールでは、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原資とする。)
- なお、繰越上限(10%)を超える数量は国の留保とするが、過去の超過数量の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和2管理年度(第6管理期間)の配分量が150トン(当初配分100トン+追加配分50トン)のA県で、令和2管理年度(第6管理期間)の漁獲実績が120トン、未利用分が30トンの場合。



18

令和3年3月23日資源管理分科会提出資料

国の留保からの追加配分について

- 大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは未利用分を繰越可能とし、これを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原資とする。)
- 令和3管理年度(第7管理期間)の繰越し後の国の留保は、小型魚が708.0トン、大型魚が674.3トンであった。
- 都道府県及び大臣管理区分の配分量を増やし、それぞれの管理を推進するため、国の留保に必要な数量を残した上で追加配分を行う。

小型魚

(追加配分方針)

- ・ **沿岸漁業に優先的に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限250トン进行国の留保に残す。

(追加配分予定数量)

$$708.0 - 250.0 = 458.0 \text{ トン}$$

大型魚

(追加配分方針)

- ・ **沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分する。**
- ※ ただし、超過リスク対策として最低限50トン进行国の留保に残す。

(追加配分予定数量)

$$674.3 - 50.0 = 624.3 \text{ トン}$$

19

令和3管理年度(第7管理期間)追加配分方針(小型魚)

- 第6回のくろまぐろ部会において、小型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分については、都道府県への配分を優先することとし、そのうち一部は混獲回避への配慮として都道府県に均等に配分する方向性が示された。
- このため、小型魚の具体的な配分としては、
 - ① 都道府県に一律3トン进行配分
(管理上0.1トン进行配分している都道府県(6府県)を除く33都道府県)
 - ② 令和2管理年度(第6管理期間)において漁獲可能量の譲渡を行った都道府県に対し、当初配分ベース(過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量)の7%を上限に令和2管理年度(第6管理期間)に譲渡した数量を配分(譲渡メリット)
 - ③ 令和2管理年度(第6管理期間)終了時の消化率が8割以上の都道府県に対し、50トン进行均等割で配分(消化率メリット)
 - ④ 残りの数量を当初配分(過去の超過数量の差引き等を除く。)の比率で都道府県に配分
を行うこととする。

20

令和3管理年度(第7管理期間)追加配分方針(大型魚)

- 第6回のくろまぐろ部会において、大型魚の未利用分の繰越しのうち国の留保とする数量の配分について、以下の2点を優先して配分する方向性が示された
 - ◎ 沿岸漁業(都道府県)については、直近年の最大実績まで配分すること
 - ◎ 沖合漁業(大臣管理漁業)については、資源評価に用いる漁業データ収集に配慮し、近海かつお・まぐろ漁業へ配分すること
- このため、大型魚の具体的な配分としては、
 - ①各都道府県について、基準年である直近3か年(2015年～17年度)に、直近年度(2019年度)までの実績を加えた5年間の最大実績に、混獲管理用の配分量等を加算した数量の97%まで配分
 - ②第6管理期間において漁獲可能量の譲渡を行った都道府県に対し、当初配分ベース(過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量)の7%を上限に、第6管理期間に譲渡した数量を配分(譲渡メリット)
 - ③第6管理期間終了時の消化率が8割以上の都道府県に対し、50トン进行均等割で配分(消化率メリット)
 - ④かつお・まぐろ漁業はデータ収集のため200トン进行配分
 - ⑤大中型まき網漁業に50トン进行配分
することとする。
- 令和2管理年度(第6管理期間)の未利用分が見込みより少なく、①から⑤の方法による追加配分に必要な数量が不足する場合には、③の配分に充当する数量(50トン)を、10トン进行下限として減少させることによって対応することとする。それでもなお追加配分に必要な数量が不足する場合には、①の配分において最大実績配分に乗じる係数(97%)を引き下げることによって対応することとする。

21

過去の最大実績を勘案した配分の算定方法について

1. 各都道府県について、基準年である直近3か年（2015年～17年度）だけでなく、**直近年度（2019年度）まで5年間の最大実績**を基礎とする。
2. 1の最大実績に以下の数量を合算する。
 - ① 5年間の最大実績が1.0トンに満たない県（実績のない県は除く）については、最大実績を1.0トンとみなす。
 - ② 近年実績がない瀬戸内海等の都道府県を除く**50トン未満の配分量の都府県**については、混獲管理分として、**最大実績に5トンを上乗せする**。
3. 令和3管理年度（第7管理期間）における追加配分については、2で求めた数量の**97%**まで配分する。

（例）2015～2019の最大実績が0.7トンのA県の場合

- ① 最大実績を1.0トンまで補正
 $0.7 + 0.3 = 1.0 \text{ トン}$
- ② 最大実績+5.0まで上乗せ配分
 $1.0 + 5.0 = 6.0 \text{ トン}$



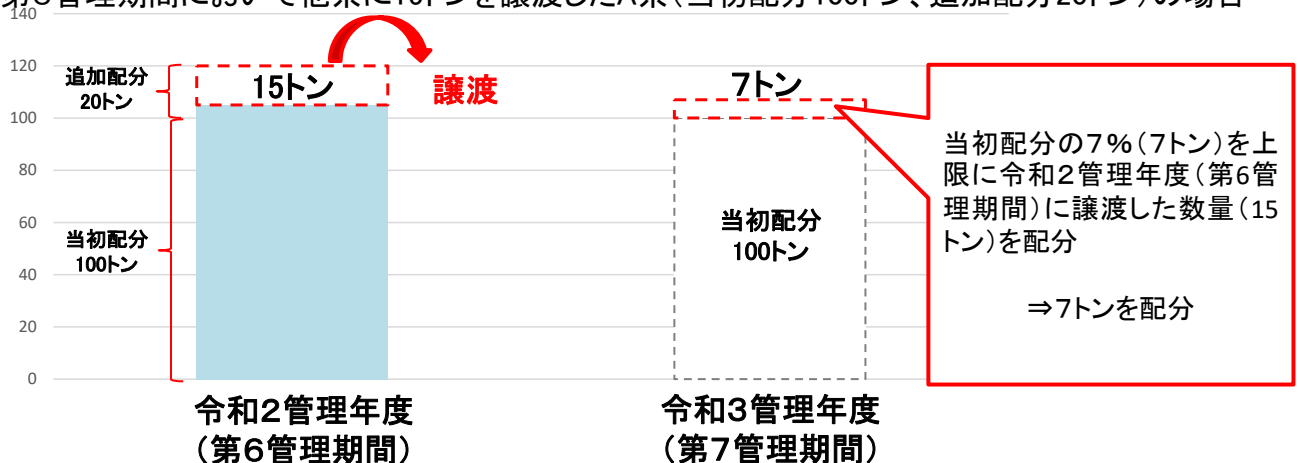
$$6.0 \text{ トン} \times 0.97 = \underline{5.8 \text{ トン}} \text{ まで追加配分}$$

22

譲渡した都道府県への追加配分について（小型魚・大型魚共通）

- 漁獲可能量の有効活用を目的に令和元管理年度（第5管理期間）より融通制度を開始。
- 融通において、配分量の譲渡を受ける側のメリットは大きいですが、一方で譲渡する側は手続や関係者の調整などの負担があるのみでメリットがほとんどない。
- 配分量の譲渡を促進するため、令和2管理年度（第6管理期間）より、前年漁期に譲渡した都道府県に対して追加配分（譲渡メリット）を実施。
- 令和3管理年度（第7管理期間）の譲渡メリットについては、令和2管理年度（第6管理期間）（大型魚）と同程度の措置とし、当初配分ベース（過去の超過分への差引き等を除いた、当初配分の基準となる数量）の7%を上限に、令和2管理年度（第6管理期間）に譲渡した数量を配分。

（例）第6管理期間において他県に15トン进行譲渡したA県（当初配分100トン、追加配分20トン）の場合



23

消化率が高い都道府県への追加配分について(小型魚・大型魚共通)

- 融通により、漁獲可能量の有効活用が進んだ半面、必要以上に漁獲可能量を増やし、結果として未利用分を多く発生させてしまう都道府県が増えることが懸念。
- 譲渡の促進及び自県の漁獲可能量の適切な管理のため、令和3管理年度(第7管理期間)より、前年漁期の消化率が8割以上の都道府県に対して追加配分(消化率メリット)を実施。

○配分方法

小型魚、大型魚それぞれ50トンを上限に消化率8割以上の都道府県で均等配分。

○追加配分(結果)

小型魚：18道府県に均等配分

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、石川県、福井県、京都府、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)

50.0トン÷18道府県＝1県当たり2.7トンを配分

大型魚：12都道府県に均等配分

(北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、京都府、和歌山県、鹿児島県、沖縄県)

50.0トン÷12都道府県＝1県当たり4.1トンを配分

直近の管理方策

- 第5回(2018年11月1日)
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- 第6回(2019年10月3日)
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
　＜検討を行った項目＞
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- 第7回(2019年10月24日)
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
　＜追加された考え方＞
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

「第5管理期間以降の配分の考え方」のポイント

○ 平成30(2018)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
 - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
 - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「沿岸漁業の一部ひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

第5管理期間以降の配分の考え方

配分において「考慮すべき事項」(くろまぐろ部会最終報告書)と具体的な配分の考え方

- 漁獲実績に基づく基本的配分

⇒小型魚・大型魚共に、2002-04年を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分。

- 混獲回避等への配慮

⇒小型魚 国の留保の数量が多くないことから、留保からの配分を行わない。

⇒大型魚 来遊変動が大きいこと等から、直近3か年の最大実績を考慮し上乗せ配分。
配分量が少ない都道府県に混獲管理のため一定の数量を上乗せ配分。

- データの収集への配慮

⇒小型魚 一部の地域の曳き縄漁業について上乗せ配分。

⇒大型魚 はえ縄漁業(近海かつお・まぐろ漁業)について上乗せ配分。

追加された考え方(第7回くろまぐろ部会(令和元(2019)年10月)の結論)

今回追加された考え方(一部は「くろまぐろ部会報告書」に反映)

- 繰越しに関するルール

⇒大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量の未利用分のうち翌期に繰り越せる数量の上限は、各配分量の10%(WCPFCのルールが10%未満の場合はその率と同率)。残りの数量については国が留保。

- 繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

⇒小型魚 沿岸漁業に優先して配分する。

⇒大型魚 沿岸漁業及びデータ収集の配慮のため近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分する。

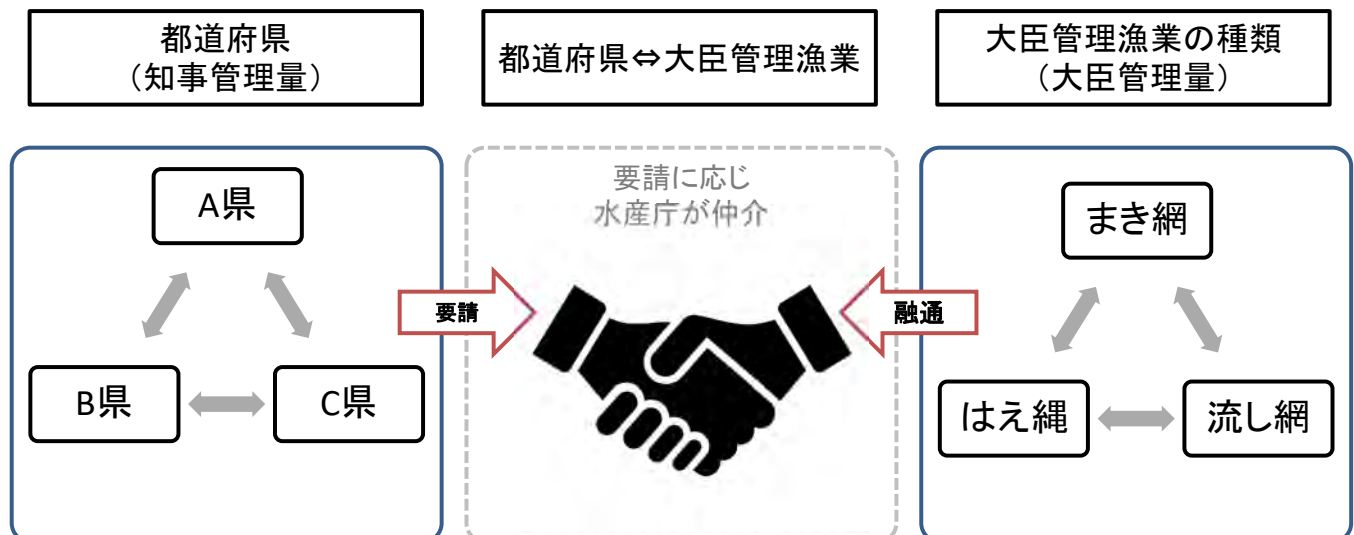
融通の基本原則

1. 配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取り組みである。
2. 融通を行う者同士の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡のいずれも許容する。
3. 融通の形態については、①小型魚(30キログラム未満)と大型魚(30キログラム以上)の交換、②今管理期間と翌管理期間の間の交換、③譲渡のいずれかにより行う。
4. 融通の上限値を規定し、融通後の数量の遵守義務を明示する。
5. 他の都道府県等に融通したことで配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合は、国の留保を放出して対応する。

30

配分量の融通のイメージ

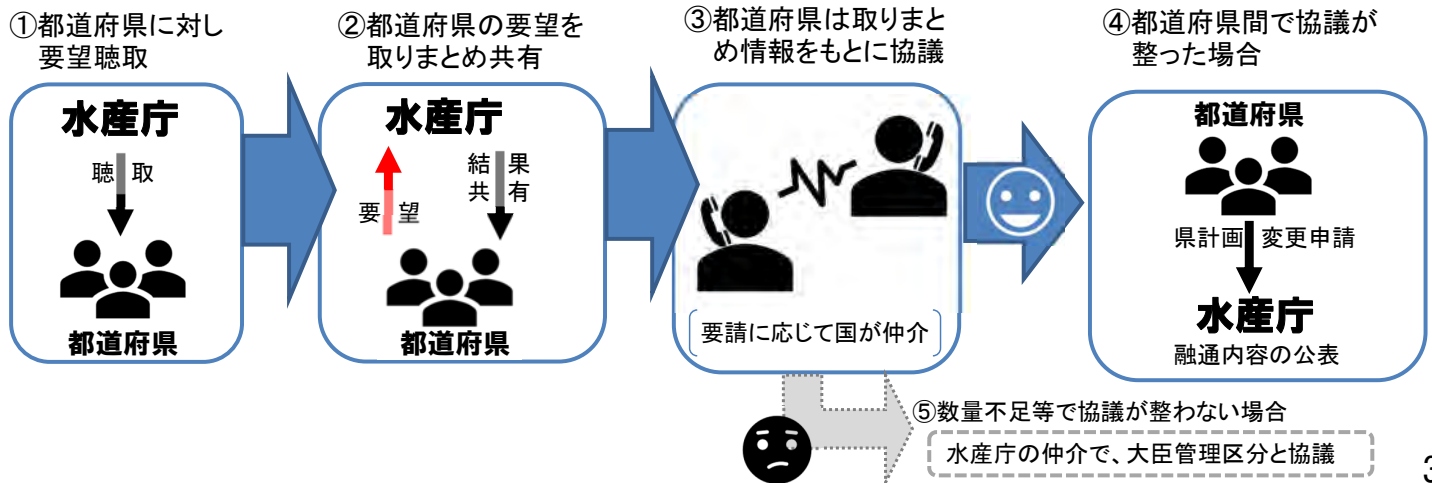
- 我が国の漁獲可能量は資源管理基本計画において、大臣管理漁業と都道府県に分けていることから、まずはその範囲内で融通を行う。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理漁業と都道府県間の融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



31

融通の具体的な手続き

- 融通を円滑に進めるため、水産庁は原則、年に2回(9月及び翌1月)、都道府県に対し融通の要望調査を行う。
- 水産庁は要望調査結果について、融通に参加する都道府県に情報提供する。
- 都道府県は情報に基づき、他の都道府県との協議を個別に行うことを基本とする。国に仲介の要請があった場合は国が調整する。
- 大臣管理区分と都道府県との融通については、都道府県間の協議が整わない都道府県から要請があった場合、当該都道府県と大臣管理区分との間の融通の協議を水産庁が仲介して行う。

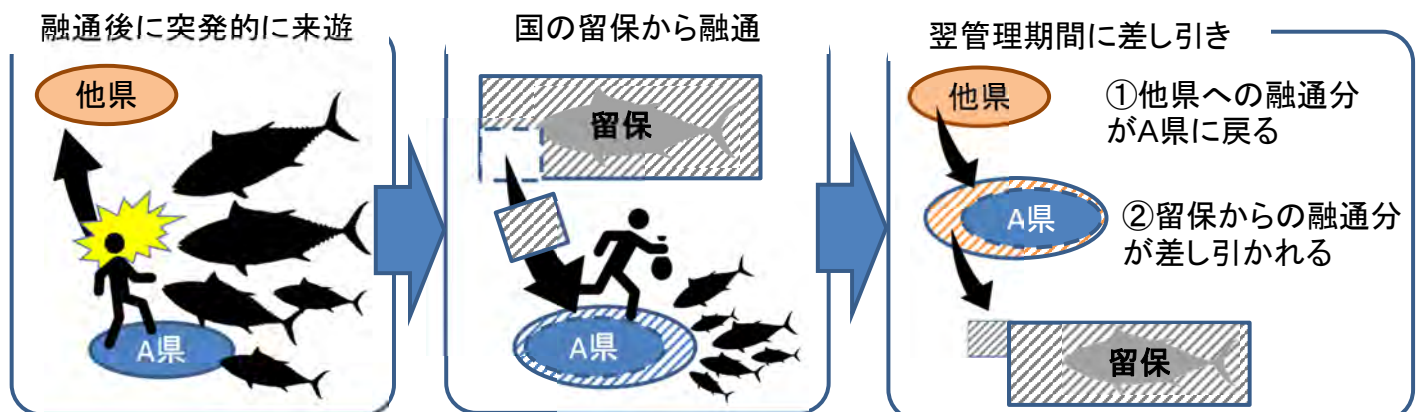


32

融通した側が配分量を超過した場合の救済措置

- 他の都道府県等へ融通したことにより配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保を放出して対応する。
- この場合、国の留保から対応した数量は、翌管理年度の配分量から差し引く。

○ 融通後に突発的に来遊した場合の救済措置(今漁期と翌漁期の交換)



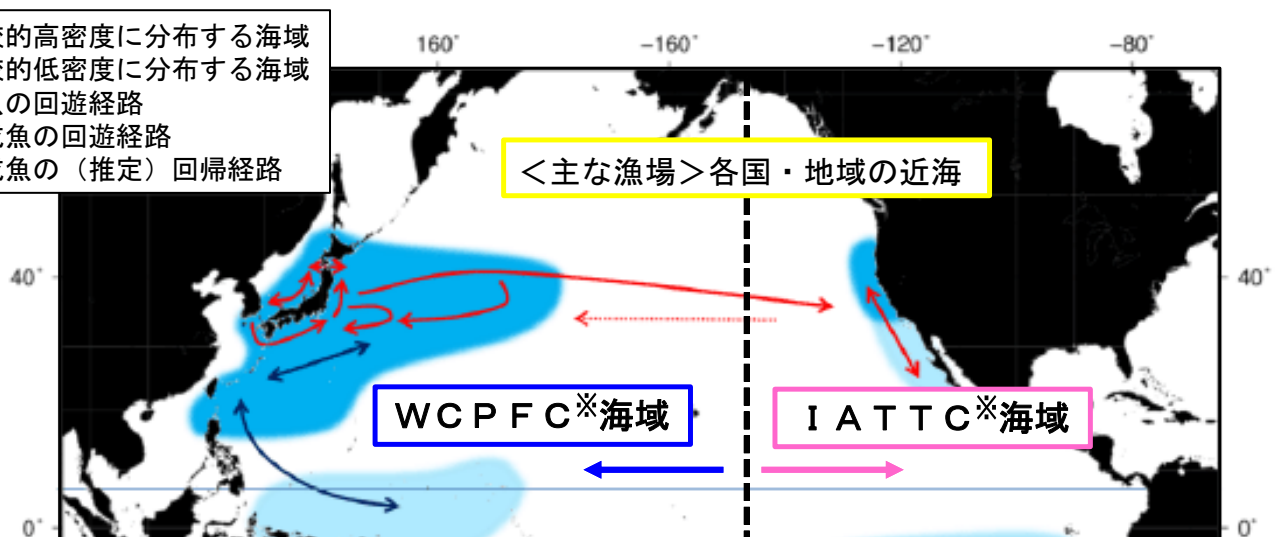
33

関係各国の漁獲状況

34

太平洋クロマグロの漁獲状況

- 比較的高密度に分布する海域
- 比較的低密度に分布する海域
- 成魚の回遊経路
- 未成魚の回遊経路
- 未成魚の（推定）回帰経路



資料：
ISCクロマ
グロ資源評
価レポート
(2020年)
を基に水産
庁作成

	主な漁法	漁獲量（2018年）	
日本	まき網、はえ縄、曳き縄、定置網	小型魚	1,859トン
		大型魚	4,347トン
韓国	まき網、定置網	小型魚	511トン
		大型魚	25トン
台湾	はえ縄	小型魚	（なし）
		大型魚	381トン

	主な漁法	漁獲量（2018年）	
メキシコ	まき網	小型魚	2,482トン
		大型魚	
米国	まき網、遊漁	小型魚	546トン
		大型魚	

（※）WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC：全米熱帯まぐろ類委員会

35

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,310	4,878	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,952	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		828			12			17,073
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		499			16			11,251
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,709		728			18			13,271
2017	4,131	4,863	670	73		415	3,643		938			14			14,746
2018	1,859	4,347	511	25		381	2,482		570			20			10,171
2019	3,035	4,461	564	17		492	2,249		704			23			11,545
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年以降の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ。米国、メキシコ及びその他のデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

36

我が国の大型魚・小型魚（30kg未満）別漁獲状況

ト

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計
	太平洋		日本海						赤道以北		赤道以南																
	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型			
	1994	126	6,525		694	786	912	7,219		238		20		968		1,226	4,111		162		637	522	344	54	6,165	9,021	
1995	36	4,801		496	13,575	13,611	5,298		107		10		571		688	4,778		270		1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091	
1996	2,489	2,601		450	2,104	4,593	3,051		123		9		778		909	3,640		94		898	251	255	315	9,480	4,527	14,008	
1997	2,823	2,606		708	7,015	9,838	3,314		142		12		1,158		1,312	2,740		34		666	138	333	478	13,610	5,242	18,852	
1998	719	1,670		326	2,676	3,395	1,995		169		10		1,086		1,266	2,876		85		403	471	291	409	7,049	4,142	11,191	
1999	1,293	9,747		579	4,554	5,847	10,326		127		17		1,030		1,174	3,440		35		902	195	399	309	10,624	12,004	22,628	
2000	900	6,546		747	8,293	9,193	7,293		121		7		832		959	5,217		102		701	424	233	456	15,445	9,132	24,577	
2001	586	2,313		239	4,481	5,068	2,552		63		6		728		797	3,466		180		1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212	
2002	193	3,131		599	4,981	5,174	3,729		47		5		794		846	2,607		99		1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186	
2003	183	203		571	4,812	4,995	774		85		12		1,152		1,249	2,060		44		648	191	205	241	7,951	2,455	10,407	
2004	143	2,692		2,100	3,323	3,465	4,792		231		9		1,616		1,855	2,445		132		660	235	82	432	6,785	7,314	14,099	
2005	155	185		3,694	8,783	8,938	3,879		107		14		1,818		1,939	3,633		549		1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668	
2006	1,352	280		2,012	5,236	6,588	2,292		63		11		1,058		1,131	1,860		108		991	430	280	498	9,828	4,350	14,178	
2007	124	718		2,123	3,875	3,998	2,841		83		8	72	1,607	72	1,698	2,823		236		1,142	361	249	408	8,519	5,309	13,828	
2008	1	0		3,028	7,192	7,193	3,028		19		8	131	1,240	131	1,267	2,377		64		1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188	
2009	33	795		1,299	5,950	5,983	2,094		8		7	138	935	138	950	2,003		50		1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029	
2010	49	21		1,052	2,620	2,669	1,073		5		6	160	724	160	735	1,583		83		1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401	
2011	16	305	114	1,792	6,113	6,243	2,097		9		11	108	720	108	740	1,820		63		763	888	108	175	9,105	3,899	13,004	
2012	3	198	170	671	1,419	1,592	869		6		8	266	401	266	415	570		113		1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100	
2013	0	279	226	1,502	763	990	1,782		7		7	235	543	235	557	904		8		1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419	
2014	0	47	203	2,000	3,206	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023		5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577	
2015	102	837	9	1,810	820	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	8	0	825	417	144	287	2,490	3,870	6,360	
2016	32	1,255	209	1,772	1,828	2,068	3,027	1	12	0	4	181	463	182	479	755	23	44	0	654	574	239	270	3,941	4,372	8,314	
2017	38	1,583	30	1,691	1,199	1,266	3,274	0	21	0	6	264	616	264	643	569	34	86	0	1,717	538	290	375	4,191	4,863	9,055	
2018	75	1,497	117	1,536	818	7	1,010	3,040	3	11	0	90	573	93	585	307	61	8	0	259	384	171	256	1,849	4,325	6,174	
02-04年の平均	173	2,009		1,090	4,372	4,545	3,098		121		9		1,187		1,317	2,371		92		772	173	236	294	8,015	4,882	12,897	

※国際水産資源研究所による推定値。赤字は暫定値。

大中型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
東シナ海 日本海 太平洋		年間漁獲上限	第5管理期間漁獲実績
	小型魚	第6管理期間(3月改正) 1,306.9トン	782.9トン
	大型魚	3,252.1トン	3,165.1トン
	・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理 ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛		

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚				養殖用種苗						小型魚	
日本海	山まき						大型魚						
太平洋	北まき						大型魚						

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

38

大中型まき網漁業の取組み状況

大中型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

- ・大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017～2019年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

2020年：1,306.9トン(05-09年比約80%削減)

※2005～2009年：6,435トン

【大型魚(30kg以上)】

- ・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン、2018～2019年：3,063.2トン、

2020年：

- ・2015年から、日本海大中型まき網業界の自主規制として、8月の操業自粛と日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。

※ 日本海における漁獲実績：

1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)1,691トン(2017年)、1,536トン(2018年)、1,564トン(2019年)、1,588トン(2000年)

39

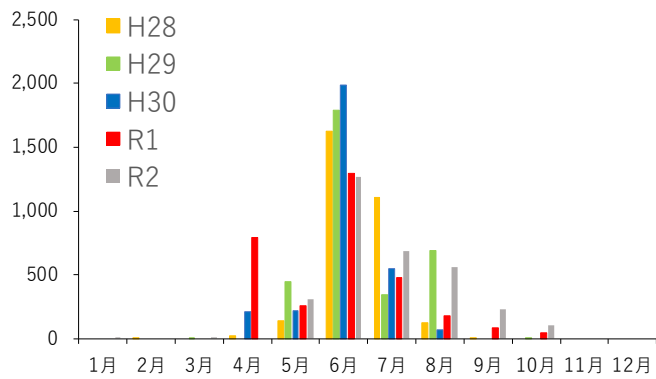
大型魚/小型魚別の沿岸と沖合の月別漁獲状況

(令和2年12月現在)

大型魚

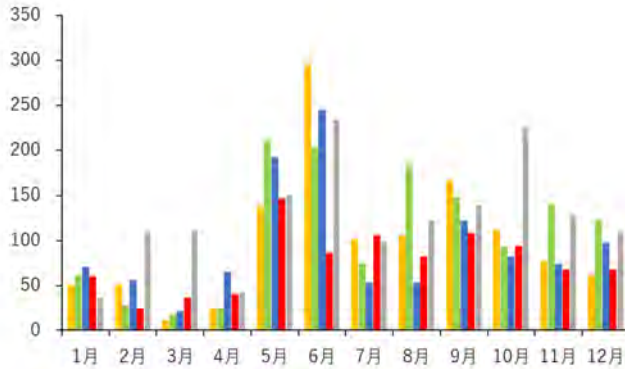
(単位:トン)

【大中型まき網漁業】



(単位:トン)

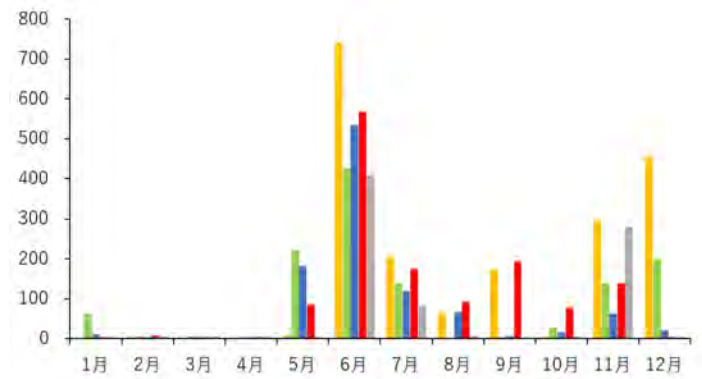
【沿岸漁業】



小型魚

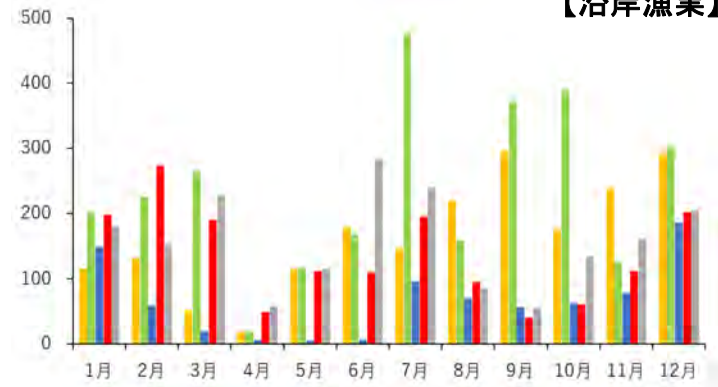
(単位:トン)

【大中型まき網漁業】



(単位:トン)

【沿岸漁業】



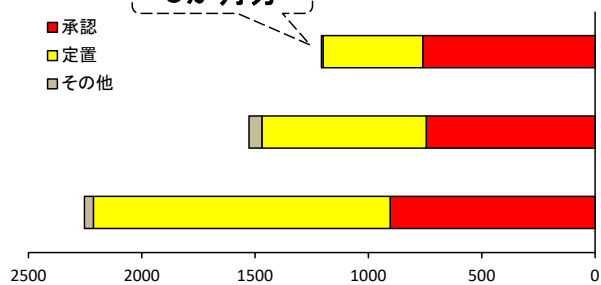
40

漁法別の漁獲状況

(単位:トン)

(小型魚) 9か月分

■ 承認
■ 定置
■ その他

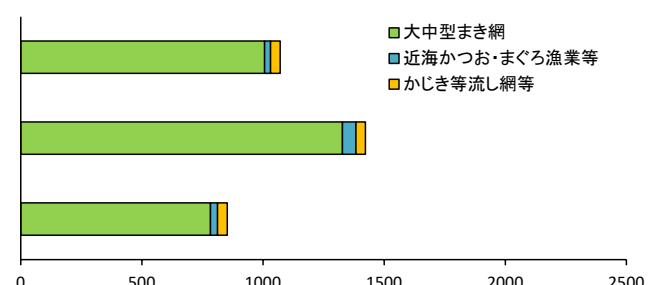


第4管理期間

第5管理期間

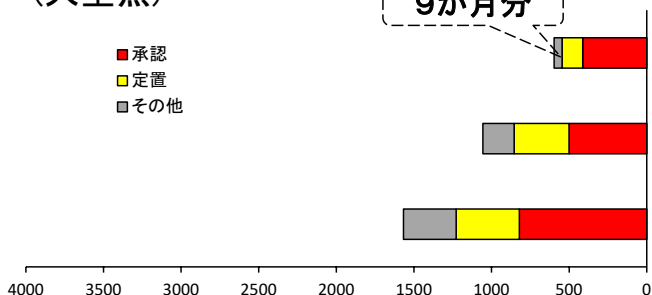
第6管理期間

■ 大中型まき網
■ 近海かつお・まぐろ漁業等
■ かじき等流し網等



(大型魚) 9か月分

■ 承認
■ 定置
■ その他

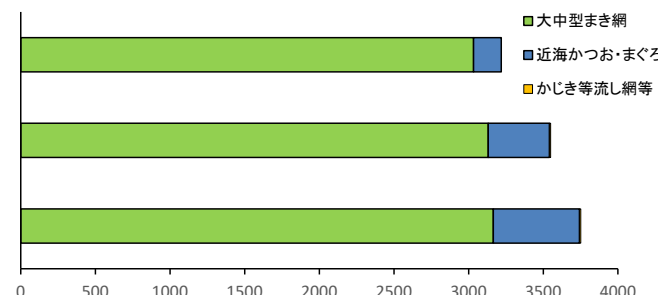


第4管理期間

第5管理期間

第6管理期間

■ 大中型まき網
■ 近海かつお・まぐろ漁業等
■ かじき等流し網等



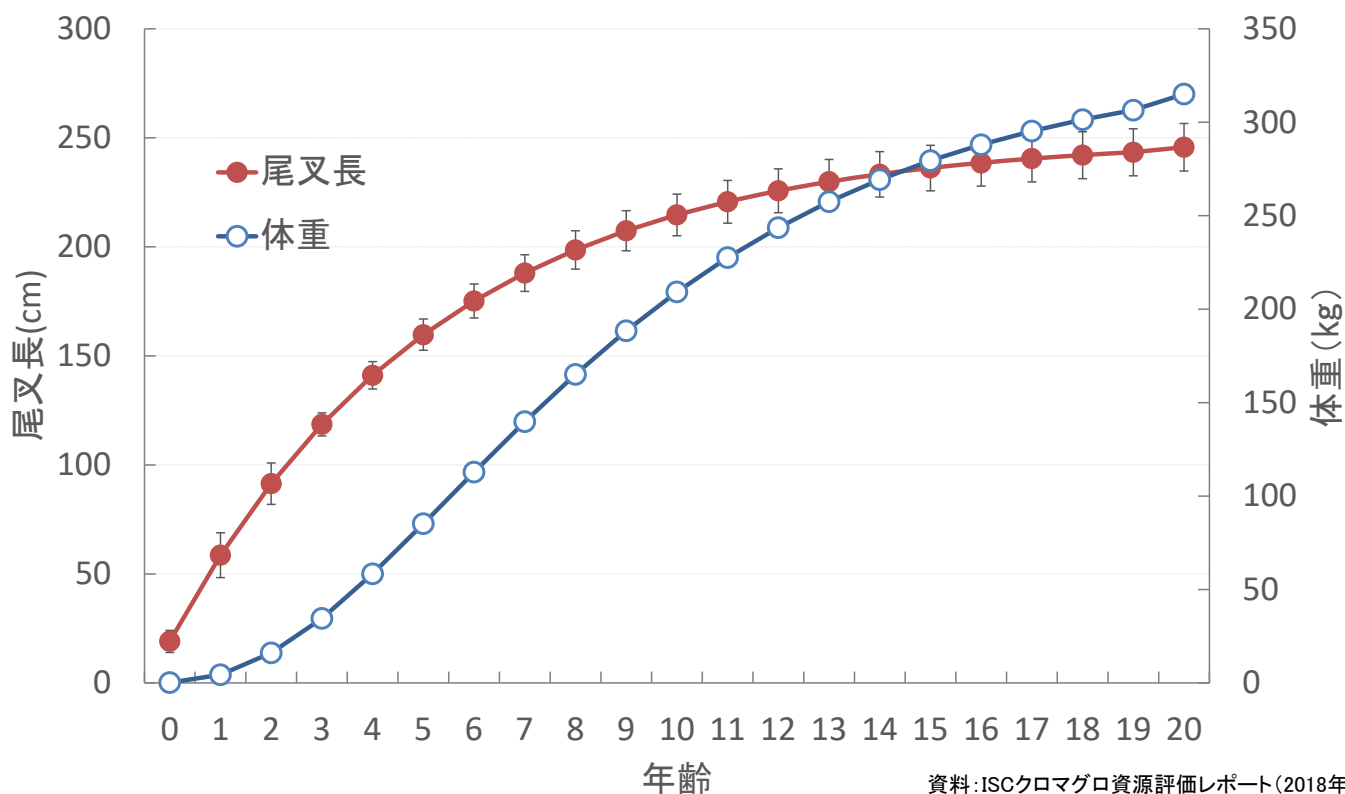
※ 近海かつお・まぐろ漁業等: 近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業
かじき等流し網漁業等: 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

41

学術的知見及び技術開発

42

くろまぐろの年齢と成長



43

定置網における取組事例①

1 操業の工夫

- ・ 漁協別・漁業種類別に配分し、更に個人に配分して数量遵守に取り組んでいる。
- ・ 原則網起こしは朝1回としている。また、他の事例では、原則1日2回の網起こしをするが、朝の網起こしでマグロが入網した場合、1回にした。

2 放流手法の工夫

- ・ 概ね100尾以内であれば、タモ網により放流しているが、それ以上は、側網を沈めることにより放流するか、網起こしを中断している。
- ・ 網起こしをして、魚捕まで来た時点で、メジマグロが大量に入網していた場合、船尾の魚捕部分を5m位下げ、魚捕の鎖を外し、もう一度網起こしをし、メジマグロを網の外に出す。

（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点）

44

定置網における取組事例②

3 漁具（漁法）の工夫

- ・ 箱網内に仕切り網を設置し、大型魚は仕切り網内で水揚げをし、小型魚は落とし網に追い込み側網を沈めて放流している。

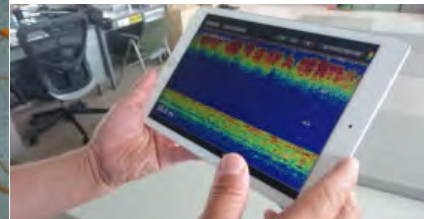
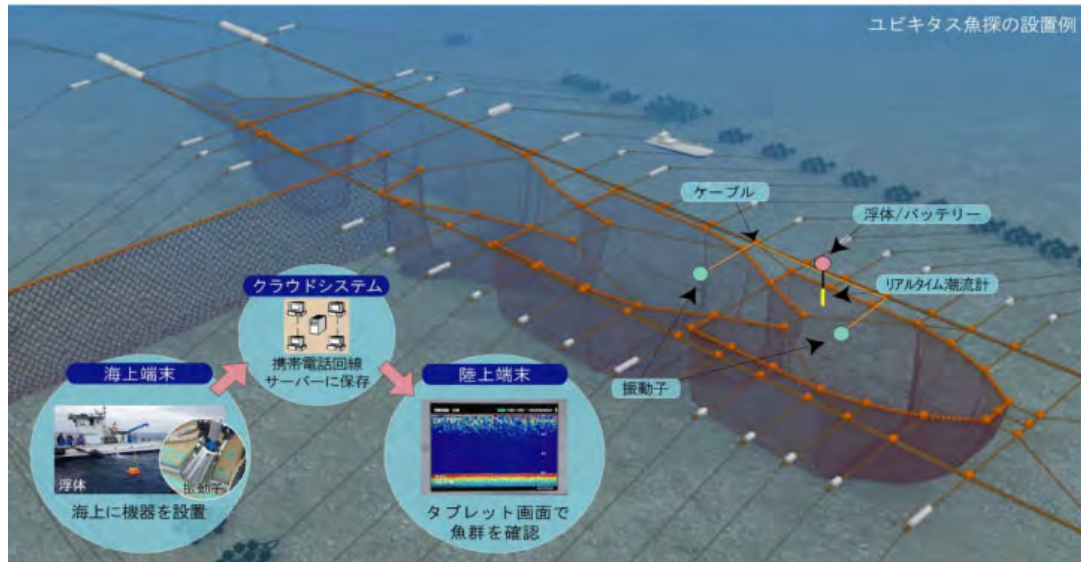
4 その他の工夫

- ・ 定置協会会員の漁労長を中心メンバーとしたSNSのグループを作り、当日操業時のクロマグロ漁獲及び放流状況をメンバーで共有できる仕組みとしている。
- ・ 2kg未満は放流することとしている。網によっては、小型魚（30kg未満）はすべて放流している。
- ・ 5kg未満の個体は通常時から全て放流する。
- ・ 一経営体が漁獲枠をオーバーして水揚げしたため、次の管理期間の割当を減らすとともに操業開始を10日間遅らせる。

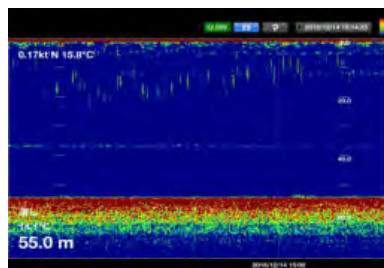
（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点）

45

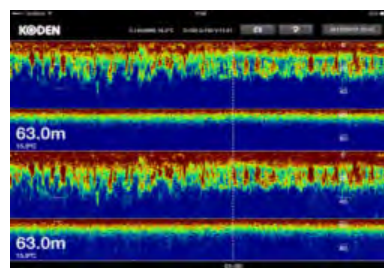
定置網における取組事例（例：ユビキタス魚探）



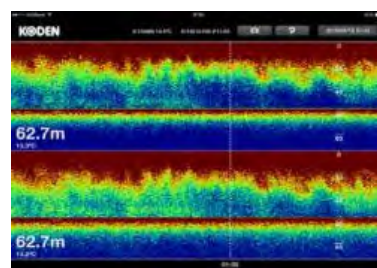
魚探画像の例



4kgのクロマグロ636本



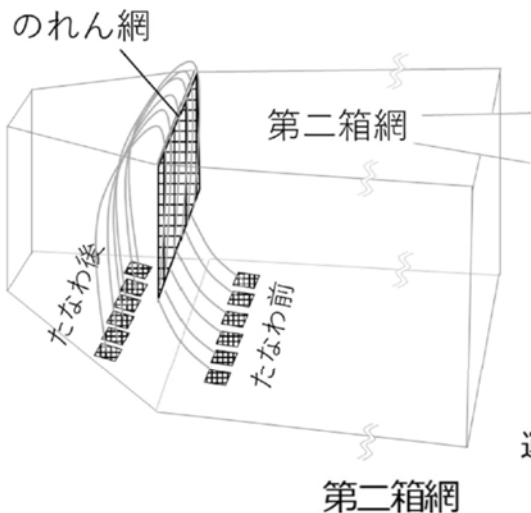
ブリ50トン



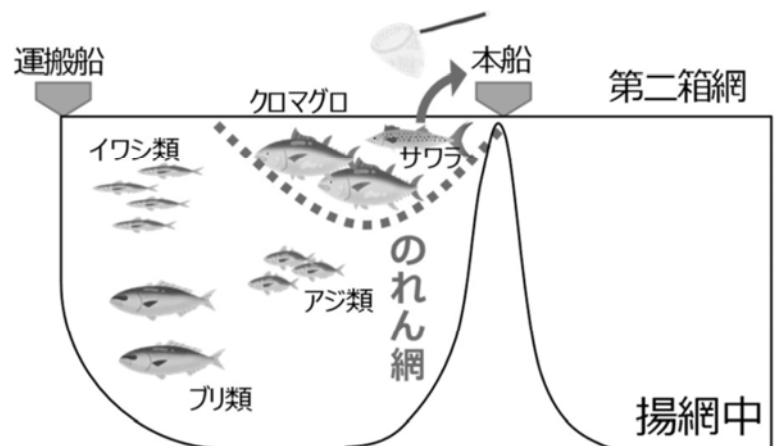
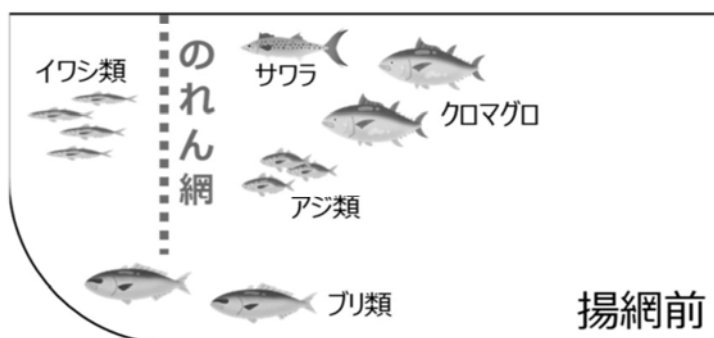
イワシ20トン

出典：平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

定置網における取組事例（例：のれん網）



第二箱網に“のれん網”を設置し、クロマグロとその他の魚種とを分離

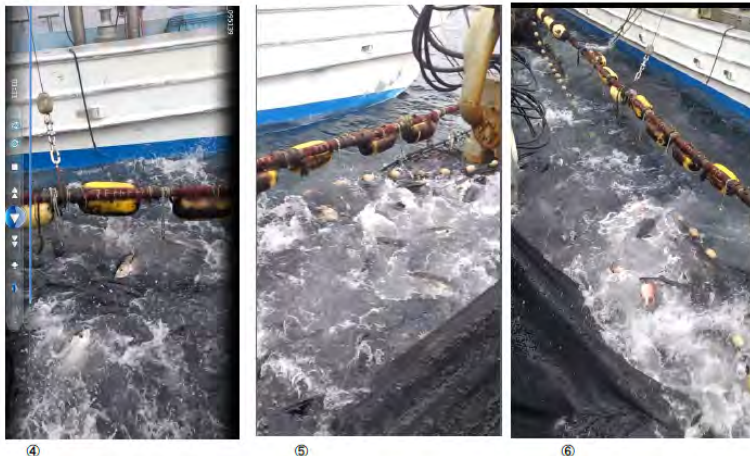


出典：令和元年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

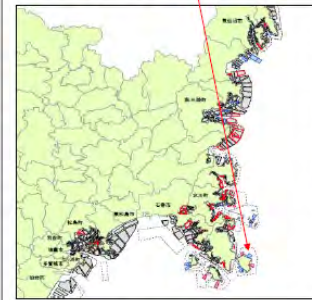
定置網における取組事例（宮城県）

宮城県沿岸の大型定置【定第27号】に入網した小型マグロの再放流状況

平成31年1月21日・資料整理 宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部



- 1 撮影日 平成30年11月19日 午前9時50分頃
- 2 撮影者 有限会社 泉澤水産 従業員
- 3 漁場の位置 金華山 鉾形網



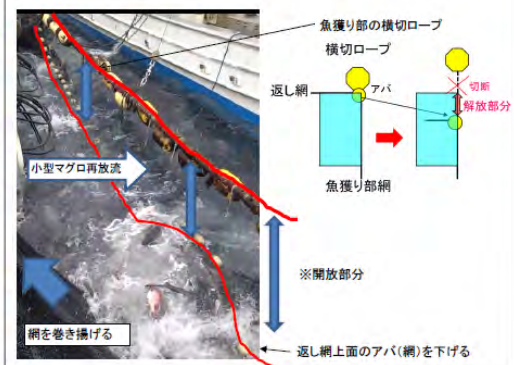
11月19日に水揚げした魚種別重量

魚種	数量(kg)
まさば	3,881
あじ	2,617
まいわし	1,806
わかし	541
すずき	102
その他	462
計	9,409

※小型まぐろ(5~15kgサイズ)
400尾を放流

4 小型マグロ再放流作業説明

- ① 2隻の19トン型の定置漁船により魚獲り部の網を狭めていく。手前の漁船のポールローラーにより魚獲り部の網を巻き上げる。
 - ② 相当数の小型マグロが入網している様子がわかる。
 - ③~⑥ 徐々に手前の魚獲り部の網を巻き上げて、表層に遊泳している小型マグロを集める。
- 横切ロープと返し網を繋いでいるロープを切ってアバ(網)を沈めて、小型マグロを魚獲り部の外へと追い出している。



管理のための制度

くろまぐろTAC制度の仕組み（漁業法）

1	資源管理基本方針の策定 ・国は、資源評価結果を踏まえて、資源管理基本方針を策定する。 ・資源管理基本方針には、資源管理目標や、管理の手法等を記載。	・法第11条
2	都道府県資源管理方針の策定 ・都道府県では、国の資源管理基本方針に即して、漁業種類ごとの資源管理目標や管理の手法等を定めた「都道府県資源管理方針」を策定。 ・都道府県資源管理方針の策定には大臣の承認が必要。	・法第14条
3	漁獲可能量の設定 ・国は、大臣管理区分、都道府県ごとに配分する漁獲可能量を設定。	・法第15条
4	漁獲量等の報告 ・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事へ漁獲量を報告。 ・報告期限は、陸揚げした日の翌月10日まで（漁獲の積み上がりに応じ、迅速に報告）。	・法第30条
5	目的採捕の停止等 ・漁獲可能量を超過しないようにするため、農林水産大臣又は都道府県知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。 ・漁獲量が漁獲可能量を超過または超過のおそれ大きい場合、農林水産大臣または都道府県知事は、必要に応じ、採捕の停止その他必要な命令をすることができる。	・法第32条 ・法第33条

50

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、**大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表（法31条）**

採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認める場合には、**大臣は、再捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる（法32条）**

※ 強制力を有しない行政指導

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令することができる（法33条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法34条）



3年以下懲役又は
300万円以下罰金

違反者には罰則適用

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（**届出隻数1.3万隻**）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（**承認隻数1.7万隻（R3.5現在）**）、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新している。**令和2年5月に発出した委員会指示に基づく承認期間は令和3年3月31日までであったため、**令和2年12月に行われた各広域漁業調整委員会**において新たな委員会指示を発出し、今回で4回目の更新となる承認の更新手続きを行った。**

52

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

これまでと同様に、**「過去5年間の実績者」を承認対象**とすることで、**太平洋クロマグロの管理をなお一層推進。**

(1) 承認条件

- ① **旧被承認者として過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること**

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

- ② **採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと**

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第37号
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号

（令和2年12月2日発出）
（令和2年12月9日発出）
（令和2年12月14日発出）

53

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の**実態把握**

（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
の海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の**管理体制の強化**

平成26年4月1日以降
●届出制から**承認制**へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき**隻数制限**を導入

- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目

：「過去5年間の実績者」
を承認対象とすることで、
**太平洋クロマグロの管理を
なお一層推進**

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4
北海道	969	863	844	835	石川県	1027	985	298	289	山口県	1816	1647	1119	1059
青森県	2068	1938	1723	1641	福井県	304	282	268	250	徳島県	492	476	417	417
岩手県	119	99	0	8	静岡県	1025	1011	957	947	香川県	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36
秋田県	175	174	131	131	三重県	1077	990	877	838	高知県	2949	2692	2142	1802
山形県	150	150	142	139	京都府	264	264	264	247	福岡県	668	556	534	521
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	248	長崎県	2503	2503	2457	2455
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1897	1733	1207	1191	熊本県	134	114	59	59
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21
神奈川県	323	297	277	265	島根県	1054	1002	960	958	宮崎県	669	568	567	568
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

54

クロマグロの養殖業①～管理内容

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績
（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込
み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務
付け

※ 暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

経営体の数（全国計：91経営体）



注1：個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上。

注2：その他は、三重県、東京都、徳島県、高知県、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県。

クロマグロ養殖の管理強化 に関する大臣指示

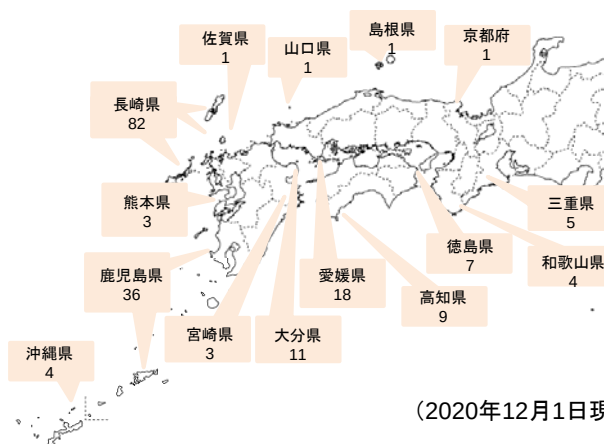
2020年11月27日 発出

2020年11月27日以降、引き続き

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が
2011年から増加することのないよう、**海区漁
場計画の作成又は変更を行わなければ
ならない。**
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天
然種苗の活込尾数が2011年より増加するこ
とのないよう、**漁業権に生け簀の形状、規格
及び台数等に係る制限・条件を付けること。**

※ 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

全国のクロマグロ養殖場（全国計：186漁場）



（2020年12月1日現在）

55

クロマグロの養殖業②～現状について

○種苗活込み数

全国計：515千尾（2020年）

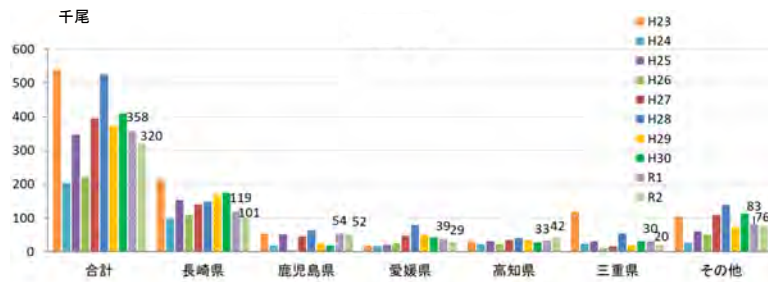
うち天然種苗

全国計：320千尾

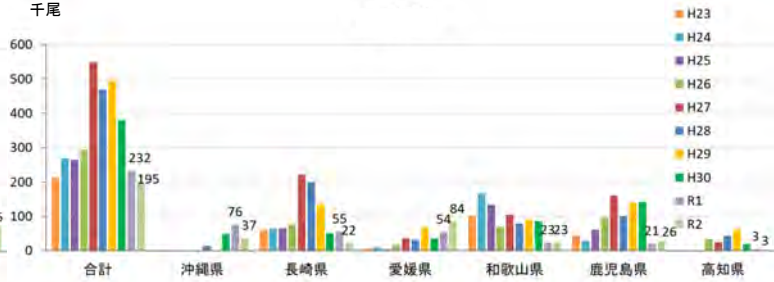
※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

全国計：195千尾



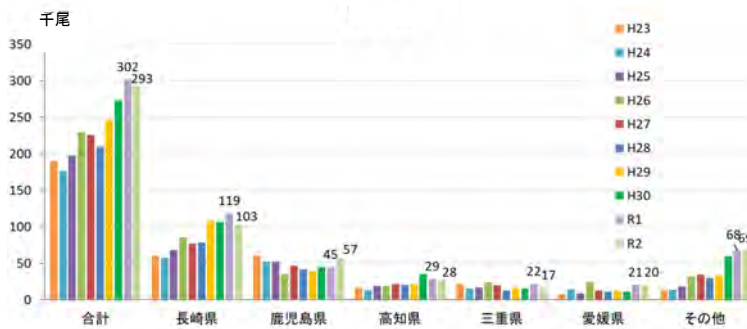
注1：その他とは、京都府、島根県、和歌山県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県。
注2：「令和2年」合計値の採捕方法別内訳は、曳き網114千尾、まき網206千尾。



注1：その他とは、高知県。
注2：人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、天然種苗と比べて小型であるため死亡が多い。

○出荷尾数

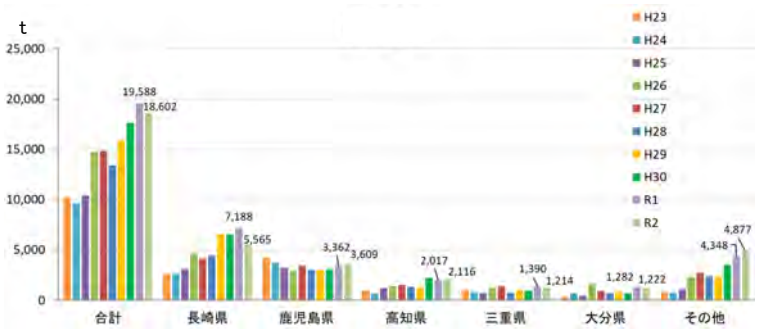
全国計：293千尾（2020年）



注：その他とは、京都府、島根県、和歌山県、山口県、大分県、熊本県、沖縄県。

○出荷重量

全国計：18,609t（2020年）



注：その他とは、京都府、島根県、和歌山県、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県。

56

クロマグロの遊漁船による採捕量及び漁業による漁獲量

（単位：トン）

年	遊漁船（採捕量（H29～R1は推定値、R2は集計値））			漁業（漁獲量）			
	計	小型魚	大型魚	計	小型魚	大型魚	備考
H29	7.5	3.1	4.3	8,348.9	3,407.1	4,941.8	注1
H30	9.0	4.6	4.4	6,093.0	2,277.6	3,815.4	注2
R1	12.3	5.9	6.4	7,553.9	2,949.4	4,604.5	注3
R2	15.8	5.6	10.2	8,423.5	3,105.7	5,317.8	注4

小型魚：30kg未満

大型魚：30kg以上

注1：第3管理期間（知事管理漁業分はH29.7.1～H30.6.30の間の漁獲量）

注2：第4管理期間（知事管理漁業分はH30.7.1～H31.3.31の間の漁獲量）

注3：第5管理期間（知事管理漁業分はR元.4.1～R2.3.31の間の漁獲量）

注4：第6管理期間（知事管理漁業分はR2.4.1～R3.3.31の間の漁獲量）

57

クロマグロ遊漁への取組①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

<基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の管理に歩調を合わせて実施。

- ・国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせて対応。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各ホームページやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 資源管理基本方針への遊漁者に対する指導の明記について

資源管理基本方針

第8 その他資源管理に関する重要事項

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査(マグロを対象とした遊漁船への調査)

○令和2年調査結果：(調査期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日)

全重量：15.8トン(集計値)

うち小型魚(30kg未満)重量：5.6トン(うち、リリース分を除いた重量：3.4トン)

うち大型魚(30kg以上)重量：10.2トン

- ・令和2年から、対象を全ての遊漁船に拡充し調査

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、微小と考えられる。
- ・プレジャーボートを含む遊漁者からの採捕報告アプリの開発を進める。

58

クロマグロ遊漁への取組②

- 令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により規制を導入し、遊漁者による資源管理の定着を図るとともに、遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請。
- 想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となったことから、令和3年6月17日より本年12月末までの期間、日本海・九州西海区においてクロマグロを目的とした遊漁を控えるよう協力要請。

① 採捕の制限

クロマグロ小型魚(30キログラム未満)

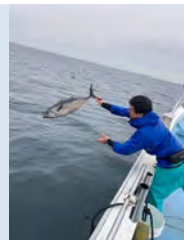
採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならない。

クロマグロ大型魚(30キログラム以上)

採捕した場合には、尾数、総重量、採捕した海域等を水産庁に報告しなければならない。

② 流通の制限

遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請



③ 協力要請

都道府県、全漁連、遊漁団体に
対し、日本海・九州西地区におけ
る本年12月末までのクロマグロを
目的とした遊漁を控えるよう協力
を要請するとともに、水産庁ホー
ムページでも公表。

【参考】

- (1)遊漁者からの採捕報告数量
総重量：10.8トン
(うち日本海・九州西地区9.9トン)
報告期間：R3.6.1～6.16
- (2)遊漁船調査による集計値(令和2年)
総重量：10.2トン
報告期間：R2.1.1～12.31

59

クロマグロ遊漁への取組③

- ・上記取組を行ったにもかかわらず、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕が高水準で推移すれば、**漁獲可能量制度に基づくクロマグロ資源管理の枠組みに支障を来す**こととなる。
- ・以上のことから、**遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めた。**

○ 遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕の制限に係る委員会指示の概要

1 クロマグロ(大型魚)の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、**期間を定め、遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示(※)する。**

遊漁者は、公示により、クロマグロ(大型魚)の採捕が**禁止された期間中は、クロマグロ(大型魚)を採捕してはならない。**

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年8月21日から令和4年5月31日までとする。

※8月20日に**8月21日から令和4年5月31日までを禁止期間として公示した。**

○ 指示に違反した者への対応方針について

1 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として委員会会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施(必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施)。

(2) 会長は、水産庁が実施した調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2 対応方針

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合、農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告。

60

クロマグロ遊漁の資源管理の方向性

- 遊漁の資源管理は、**不特定多数の遊漁者が対象**
- 罰則を伴う規制の導入には、**十分な周知期間**を設け、**試行的取組を段階的に進める**ことが妥当



試行的取組①

- 基本的な考え方について広く呼びかけ
- 資源管理基本方針への明記
- 採捕量調査

試行的取組②

- 各都道府県の管理状況を取りまとめ
- 水産庁ホームページで公表
- 随時更新

試行的取組③

- 広域漁業調整委員会指示に基づく採捕の制限
- 市場関係者への要請による流通の制限
- 採捕状況に応じた協力要請



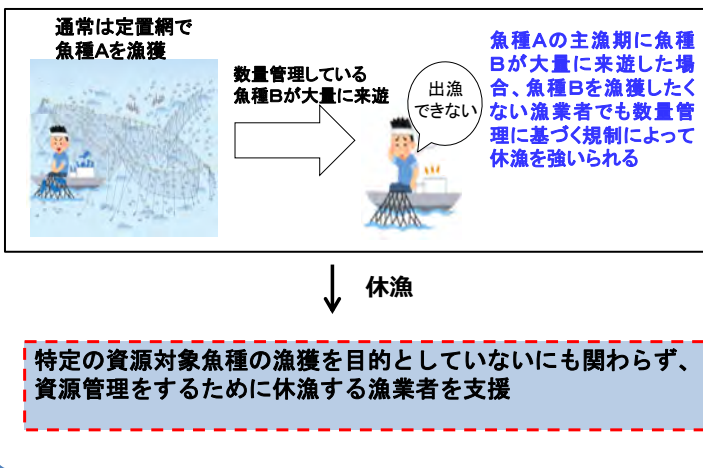
広域漁業調整委員会指示による運用と周知を図った上で、その**運用状況や定着の程度**を踏まえつつ、漁業と同じレベルの**本格的なTACによる数量管理に段階的に移行**していく。

61

クロマグロ資源管理促進対策

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づくクロマグロの漁獲上限の遵守が課題となっている中、魚種選択性の低い定置網漁業等において、経営への影響を最小化しつつ、安心して資源管理に取り組める環境を整備します。

クロマグロの混獲回避のための休漁に対する支援 (平成31年度当初予算) 42億円の内数



クロマグロの混獲回避の取組に対する支援 (平成30年度補正予算) 21億円

定置網漁業等の安定的な操業を確保するため、

- ①クロマグロの混獲回避の取組(放流作業)を支援(定額)
- ②クロマグロの混獲回避のために必要な以下の経費を支援(1/2補助)
 - ・ 機器の導入に要する経費
 - ・ 漁具の改良に要する経費
 - ・ 一時的な漁法の転換に要する経費

62

我が国における資源管理に取り組む漁業者への支援措置(漁業収入安定対策事業)

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、積立ぶらすを活用した経営支援を実施。
- 特に、厳しい資源管理等に取り組む漁業者に対しては、支援を拡充。

対象者

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」等に基づき、漁業者(団体)が作成した資源管理計画等の内容を遵守し、漁業共済に実質加入している漁業者

支援概要

- 漁業収入が減少した場合、「積立ぶらす」で減収の一部を補てん(基準収入の原則90%まで)
- ※積立ぶらすによる補てん原資は、漁業者1:国3の割合の積立金

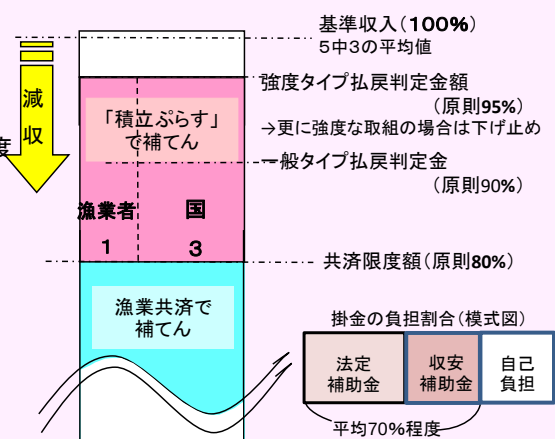
- 漁業共済の掛金の一部を補助
- ※掛金の国庫補助は、漁業共済の法定補助と合わせて、平均で掛金の70%程度

強度資源管理タイプ

- 漁獲量又は漁獲努力量を15%以上削減すること等を条件として、補償水準を一定程度引き上げ(原則95%)

《払戻判定金額の下げ止め措置》

- 生体放流等、太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減に取り組む20t未満漁船漁業及び定置網漁業を対象に、払戻判定金額を前回契約の100%を下限とする特例を措置。



63